

# 告示

## 埼玉県監査委員告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人土屋文実男の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県監査委員 山本光紀  
 埼玉県監査委員 佐野勝正  
 埼玉県監査委員 土屋恵一  
 埼玉県監査委員 中屋敷慎一

| 補助する者の氏名 | 補助する者の住所                              | 補助できる期間                  |
|----------|---------------------------------------|--------------------------|
| 井上 正之    | 埼玉県さいたま市南区沼影一丁目十一番二号 C-1-112          | 平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日 |
| 市川 義治    | 埼玉県さいたま市南区白幡四丁目十四番二十二―四〇一号            | 平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日 |
| 新江 明     | 埼玉県さいたま市緑区大字三室九百八十七番地八 ヴ イレッヅ原前公園二〇二一 | 平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日 |
| 小笠原 薫子   | 埼玉県草加市金明町四百四十五番地三                     | 平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日 |
| 福島 清徳    | 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目三十八番五号               | 平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日 |
| 中澤 仁之    | 埼玉県深谷市稲荷町二丁目四番三十八号                    | 平成三十年五月二十五日～平成三十一年三月三十一日 |